

令和 7 年 度

国 東 市 決 算 に 係 る
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

国 東 市 監 査 委 員



国監委第 0819004 号
令和 8 年 8 月 1 9 日

国東市長 松 井 督 治 様

国東市監査委員 徳 部 吉 昭

国東市監査委員 和 田 圭 介

令 和 7 年 度 国 東 市 決 算 に 係 る
資 金 不 足 比 率 の 審 査 意 見 に つ い て

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 7 年度国東市決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和 7 年度国東市資金不足比率審査意見書

- 1 審査の対象
資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 審査の期間
令和 8 年 7 月 2 8 日から令和 8 年 8 月 1 8 日まで
- 3 審査の方法
この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員から説明を聴取し実施した。
- 4 審査の結果
(1) 総合意見
審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会計の名称 法適用企業	資金不足比率		経営健全化 基準
	令和 6 年度	令和 7 年度	
水道事業特別会計	—	—	2 0 . 0 %
下水道事業特別会計	—	—	2 0 . 0 %
工業用水道事業特別会計	—	—	2 0 . 0 %
市民病院事業特別会計	—	—	2 0 . 0 %

※ 表中「—」は、資金不足額がないため、資金不足比率が算定されないことを示す。

(2) 個別意見

○水道事業特別会計について

令和7年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、資金不足比率は算定されないものと認められる。

○下水道事業特別会計について

令和7年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、資金不足比率は算定されないものと認められる。

○工業用水道事業特別会計について

令和7年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、資金不足比率は算定されないものと認められる。

○市民病院事業特別会計について

令和7年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、資金不足比率は算定されないものと認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。